

令和4年7月吉日

各 位

南 国 市 商 工 会
会長 杉村 寛
(公印省略)

なんこくプレミアム商品券 2022 加盟店の募集について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は南国市の商工業の振興に関し多大なご協力を頂き、誠に有難うございます。

さて南国市では新型コロナウイルスの影響の緩和と地域の消費喚起のため、市内の店舗で利用できるプレミアム付商品券の販売を計画しています。

市民の皆様が市内の多くの店舗で利用できるよう広く加盟店を募集します。是非ともご加盟頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 加盟条件

南国市内において事業を営む方（支店・営業所も含みます）とします。

2. 加盟方法

「なんこくプレミアム商品券 2022 加盟店申込書」（様式1）及び「暴力団排除に関する誓約書」（様式2）を商工会まで送付してください。（FAX可 FAX番号 863-0201）

※申込用紙等は、南国市商工会事務局で受け取るか、ホームページ（<https://nankoku-shokokai.or.jp/>）からダウンロードしてください。

3. 加盟申込期間

令和4年7月1日～8月15日（一次募集）。期間内にお申込みをいただいた事業所につきましては対象の市民の皆様にお渡しする加盟店一覧表に掲載いたします。

※切後も加盟店登録の受付をいたしますが、ホームページでの掲載のみとなりますのでご了承ください。（加盟店一覧表には掲載できません。）

4. 商品券の使用

商品券（額面：500円）で買い物を希望された場合、現金同様に取扱って下さい。ただし釣銭は出さないでください。

※商品券や「たばこ」など利用対象にならないものもあります。詳細は、別記を参照にしてください。

5. 商品券の有効期限

商品券には有効期限（令和4年10月3日～令和4年12月31日までの予定）を設けています。期限切れの商品券はご利用ができませんので、ご注意下さい。

6. 商品券の販売期間

令和4年10月3日～令和4年11月30日まで、市内スーパーや郵便局で販売予定です。

7. 商品券の換金

市内金融機関（四国銀行南国支店・香長支店、高知銀行後免支店・南国支店・十市支店、高知信用金庫南国支店）に持込・振込換金の予定です。（手数料無料）

＜換金決済条件＞

1日から15日に持込した場合：当月末日までに振込支払

16日から月末日に持込した場合：翌月15日までに振込支払

※利用済み商品券の詳しい換金方法等につきましては、9月以降に開催予定の説明会にてお知らせします。

※複数店舗をもち、換金を店舗ごとにする場合は申込書(様式1)をコピーし、それぞれにお申込みください。

8. 発行予定

○市民1人あたり額面5,000円分（商品券500円×10枚セット）を3,000円で販売（上限2セット）。総額10,000円分の商品券を6,000円で購入できます。

○1セットのうち1,500円分（500円×3枚）は大型量販店では利用できません。

○購入対象者：南国市民（令和4年8月1日時点で住民登録されている方）

9. 商品券の見本等

加盟店の皆様方には後日、商品券の見本、ポスター等をお渡しします。

皆様のご協力・ご加盟をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ】

○加盟店募集について：南国市商工会

☎864-3073 FAX863-0201

別記

○商品券の利用対象にならないもの

- ・商品券(ビール券・清酒券・おこめ券・店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- ・たばこ事業法(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- ・出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗にふさわしくないもの
- ・その他、利用対象商品としてふさわしくないと市が認めたもの